

長運整第 561 号の 3  
令和 2 年 11 月 24 日

自動車整備事業者 殿

北陸信越運輸局長野運輸支局長



自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別紙写し(令和 2 年 11 月 18 日付け北信技整第 189 号) のとおり通知がありましたので了知願います。

北信技整第189号  
令和2年11月18日

管内運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（令和2年11月11日付け国自整第197号）のとおり通達があったので了知されるとともに、関係者に周知されたい。





国自整第197号  
令和2年11月11日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

### 自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。

今般、分解整備に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあっては、他事業場からの業務支援による作業員の作業であっても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遗漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場（以下「貸出事業場」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸出事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸出事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。